

## 【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年1月14日

【届出者の氏名又は名称】 タイヨー興産株式会社

【届出者の住所又は所在地】 福岡県久留米市篠山町一丁目12番3パークノヴァ501号

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6864-3059

【事務連絡者氏名】 弁護士 舩越 輝 / 同 戸倉 圭太 / 同 中野 常道 / 同 北島 義之

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 タイヨー興産株式会社  
(福岡県久留米市篠山町一丁目12番3パークノヴァ501号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)  
証券会員制法人福岡証券取引所  
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、タイヨー興産株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、久光製薬株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利並びに株券等預託証券に係る権利をいいます。

(注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

- (注7) 本書記載の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に、米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下同じです。)第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張しうる権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注8) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注9) 本書又は本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者(affiliate)は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書又は本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。
- (注10) 公開買付者、公開買付者及び対象者の各財務アドバイザー並びに公開買付代理人(これらの関係会社を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲のほか、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e - 5 (b)の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英文ウェブサイト(又はその他の公開開示方法)においても開示が行われます。

## 1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年1月7日付で提出いたしました公開買付届出書につきまして、公開買付者による公開買付者及びその特別関係者の所有する株券等の所有状況及び取引状況の確認を実施したことに伴い、「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「2 株券等の取引状況」の「(1) 届出日前60日間の取引状況」及び「3 当該株券等に関して締結されている重要な契約」の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2 【訂正事項】

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

2 株券等の取引状況

(1) 届出日前60日間の取引状況

3 当該株券等に関して締結されている重要な契約

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

### 第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 2 【株券等の取引状況】

##### (1) 【届出日前60日間の取引状況】

(訂正前)

氏名又は名称	株券等の種類	増加数	減少数	差引
タイヨー興産株式会社	普通株式	211株		211株増加
中富 一榮	普通株式	29株		29株増加

(注1) タイヨー興産株式会社は、対象者の株式累積投資を通じた買付けにより、2025年12月4日に、株式累積投資における持分に相当する対象者株式211株(小数点以下を切り捨てております。)を取得しております。なお、タイヨー興産株式会社は、対象者の株式累積投資を通じた買付けにより、2025年11月20日に、株式累積投資における持分に相当する対象者株式1株未満の買付けを行っております。

(注2) 中富一榮氏は、対象者役員持株会を通じての市場取引により、2025年11月26日に13株(小数点以下を切り捨てております。以下同じです。)、2025年12月26日に16株を取得しております。

(訂正後)

氏名又は名称	株券等の種類	増加数	減少数	差引
タイヨー興産株式会社	普通株式	211株		211株増加
中富 一榮	普通株式	296株		296株増加

(注1) タイヨー興産株式会社は、対象者の株式累積投資を通じた買付けにより、2025年12月4日に、株式累積投資における持分に相当する対象者株式211株(小数点以下を切り捨てております。)を取得しております。なお、タイヨー興産株式会社は、対象者の株式累積投資を通じた買付けにより、2025年11月20日に、株式累積投資における持分に相当する対象者株式1株未満の買付けを行っております。

(注2) 中富一榮氏は、対象者役員持株会を通じての市場取引により、2025年11月26日に69株(小数点以下を切り捨てております。以下同じです。)、2025年12月26日に16株を取得しております。また、対象者の株式累積投資を通じた買付けにより、2025年12月4日に、株式累積投資における持分に相当する対象者株式211株(小数点以下を切り捨てております。)を取得しております。なお、中富一榮氏は、対象者の株式累積投資を通じた買付けにより、2025年11月20日に、株式累積投資における持分に相当する対象者株式1株未満の買付けを行っております。

### 3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

(訂正前)

(前略)

#### (4) 本金融機関応募契約

公開買付者は、2026年1月6日付で、本応募金融機関との間で、それぞれが所有する対象者株式について本公開買付けに応募する旨を定めた本金融機関応募契約を締結しております。

本金融機関応募契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」の「本金融機関応募契約」をご参照ください。

(訂正後)

(前略)

#### (4) 本金融機関応募契約

公開買付者は、2026年1月6日付で、本応募金融機関との間で、それぞれが所有する対象者株式について本公開買付けに応募する旨を定めた本金融機関応募契約を締結しております。

本金融機関応募契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」の「本金融機関応募契約」をご参照ください。

#### (5) 担保契約

公開買付者は、三菱UFJ銀行との間の、1998年6月4日付有価証券担保差入証に基づき対象者株式50,000株(所有割合：0.07%)、2000年7月6日付有価証券担保差入証に基づき対象者株式50,000株(所有割合：0.07%)及び2002年10月31日付有価証券担保差入証に基づき対象者株式44,830株(所有割合：0.06%)をそれぞれ担保として差し入れております。

SSTMは、三井住友銀行との間の、2025年1月23日付有価証券担保契約証書に基づき対象者株式460,000株(所有割合：0.65%)を担保として差し入れております。

ティ・エムは、三井住友銀行との間の、2005年2月28日付有価証券担保契約証書に基づき対象者株式70,000株(所有割合：0.10%)、2021年7月6日付有価証券担保契約証書に基づき対象者株式20,000株(所有割合：0.03%)、2021年11月9日付有価証券担保契約証書に基づき対象者株式20,000株(所有割合：0.03%)及び2022年4月25日付有価証券担保契約証書に基づき対象者株式20,000株(所有割合：0.03%)をそれぞれ担保として差し入れております。

公開買付期間中又は本公開買付けの成立後に、被担保債権に係る債務を弁済することで以上の各担保権を消滅させることを予定しております。